

2023年7月吉日

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

新NISA制度に係る投資信託約款の変更予定に関するお知らせ

平素より、弊社の投資信託をご愛顧いただき、誠に有り難うございます。

さて、弊社の投資信託につきまして、今後、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますので  
予めお知らせいたします。

なお、本件につきまして、受益者の皆様の手続きは不要です。弊社にてすべての手続きを完了いたします。

<対象ファンド>

ファンド名称	約款変更予定日
成長応援日本株ファンド	2023年7月25日
新成長株マザーファンド	2023年7月25日

<変更内容>

- ・デリバティブ取引制限（利用目的をヘッジ目的及び現物代替に限定）
- ・信託期間の無期限化

<変更理由>

投資家の皆様へ新NISA制度（成長投資枠）を活用した投資機会を提供するため、デリバティブ取引の利用目的及び信託期間に関する要件に適合させるための約款変更を行うものです。なお、当ファンドの実質的な運用への影響はございません。

<照会先>

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【当該投資信託約款に係る新旧対照表（案）】

追加型証券投資信託

成長応援日本株ファンド

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～⑨ 〈略〉</p> <p>⑩ <u>約款で定めるデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑪ <u>（削除）</u></p>	<p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～⑨ 〈略〉</p> <p>⑩ <u>有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。</u></p> <p>⑪ <u>スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。</u></p>

約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。</u></p> <p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲) 第24条 委託者は、<u>わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）</u>、<u>有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）</u>および<u>有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに<u>外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u>なお、<u>選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）</u>。</p>	<p>(信託期間) 第4条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から2026年4月23日までとします。</u>ただし、<u>第55条の規定により信託期間が延長された場合には、延長された信託期間の満了日までとします。</u></p> <p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲) 第24条 委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）</u>、<u>有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）</u>および<u>有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに<u>外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u>なお、<u>選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同</u></p>

新	旧
<p>② 委託者は、<u>わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲) 第 25 条 委託者は、<u>異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>(信託期間の延長) 第 55 条 <u>(削除)</u></p>	<p>じ。 ) 。</p> <p>② 委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲) 第 25 条 委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u>を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>(信託期間の延長) 第 55 条 <u>委託者は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p>

追加型証券投資信託

新成長株マザーファンド

**【変更の内容】**

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～⑧ 〈略〉</p> <p>⑨ <u>約款で定めるデリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しま</u></p>	<p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～⑧ 〈略〉</p> <p>⑨ <u>ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合</u></p>

新	旧
<p><u>せん。</u></p> <p>⑩ <u>ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</u></p>	<p><u>には上記のような運用ができない場合があります。</u></p> <p>⑩ 〈新設〉</p>

約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(信託期間)</p> <p>第 4 条 <u>この信託の期間は、信託契約締結日から第 37 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項および第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。</u></p> <p>② <u>(削除)</u></p> <p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 18 条 <u>委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</u></p> <p>② <u>委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p>	<p>(信託期間)</p> <p>第 4 条 <u>この信託の期間は、信託契約締結日から 2034 年 4 月 24 日までとします。</u></p> <p>② <u>委託者は、前項に規定する信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p> <p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 18 条 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</u></p> <p>② <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p>

新	旧
<p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 19 条 <u>委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ 〈略〉</p>	<p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 19 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引</u>（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～④ 〈略〉</p>

以上